

令和5(2023)年度農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業 交流サイト運営管理業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が令和5(2023)年度農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業 交流サイト運営管理業務（以下「本業務」という。）を委託する場合の、受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和5(2023)年度農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業 交流サイト運営管理業務

2 業務目的

交流サイト「TUNAGU^{※1}」（以下、「サイト」という。）の運用・保守管理を行うことにより、栃木県の中山間地域^{※2}の魅力ある多種多様な情報を配信するとともに、県内外の多様な人材（農村ファン）と地域団体とを協働活動^{※3}により結び付ける場を提供し、本県中山間地域の更なる活性化を図る。

※1：別紙1「栃木県の中山間地域（本事業の対象市町）」参照

※2：本見積条件書における協働活動とは、農村環境の保全や地域資源の保存等の農村地域の維持・発展に関わる活動に、地域団体と農村ファンが一緒に取り組むことをいう。

※3：<https://tochigi-tunagu.jp/>

3 委託期間

令和5(2023)年4月1日(土)から令和6(2024)年3月31日(日)まで

4 委託料

- (1) 2,992,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
- (2) 委託料の支払いは、原則として本業務完了後の精算払とする。

5 本サイトの前提条件

(1) 対応プラットフォーム

本サイトは、パソコンの利用者のみならず、スマートフォンやタブレットの利用者等、様々な属性の利用者に広く利用されることを想定していることから、本サイトが対応するブラウザの範囲については、次のものを基本として、レイアウト含めてコンテンツが正確に表示され、各種システムの機能が快適に利用できるようにすること。

基本的には各ブラウザの最新バージョンをターゲットとするが、利用状況等を考慮し、必要と思われる場合は旧バージョンでの閲覧にも適宜対応すること。

ア パソコン・タブレット

Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Apple Safari

イ スマートフォン

Apple Mobile Safari、Android Browser

(2) クライアント環境

インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。なお、クライアント PC は (1) の要件を全て満たす環境で作成・更新・管理作業が行えること。

(3) コンテンツ管理システム (CMS)

クライアント PC から CMS サーバーへの接続の際は、ID、パスワード認証にてログインを行うこと。

(4) ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による追加のライセンス費用が生じないこと。

(5) 本サイトの利用者の種類

本サイトの主な利用者（閲覧者）は、県内または近郊に住むとちぎの農村や協働活動に関心のある 20～60 代を想定している。また、本サイトで情報発信等を行う利用者（投稿者）は、地域団体、県・市町担当者、甲が指定する中間支援組織等を想定している。

(6) ユーザビリティ設定

ア 画面の構成について、何をすればよいか直ちにわかるような画面構成にすること。

また、無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔でわかりやすい画面にすること。十分に視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること。

イ 操作のしやすさ、分かりやすさについて、無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるようにすること。

ウ 指示やその状態のわかりやすさについて、操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる一般的な用語を用いること。

エ 利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること。

(7) アクセシビリティ要件

特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存せず、スマートフォン、タブレット、PC など閲覧する機器の画面サイズ等に最適化したレイアウトで快適に動作すること。

(8) 性能に関する事項

ア キャパシティ監視を随時実施し、必要な増強を行える体制を整備すること。

イ オンライン処理については、利用者がストレスなく操作できる程度のレスポンスを確保すること。

(9) 上位互換性に関する事項

クライアント OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最大限控えること。また、クライアント OS のシステムアップデート等に伴う対象動作環境の変更については、必要に応じて甲と協議を行うこと。

また、ブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際は、必要に応じてテストツールによるテストを実施し、バージョンアップに対応可能なものとする。

(10) 中立性に関する事項

他事業者を引き継ぐことが可能なシステム構成であること。特に、クラウドサービスについては、乙とクラウドサービス事業者との間のサービス契約を、乙以外の者に引き継ぐことができるものとする。

(11) 継続性に関する事項

ア 日次バックアップを行うこと。

イ 対象毎にバックアップの取得手法や保存先、取得時期等を考慮し、適切なバックアップ処理が可能なものとする。

なお、他の要件との間で整合性が確保される限りにおいて、クラウドサービスで提供されるバックアップサービスを活用しても差し支えない。

ウ システム障害によりデータ復旧が必要となる場合は、少なくとも前日までの状態に復旧できること。

(12) 情報セキュリティに関する事項

ア リスクの概要と対策

乙は、本サイトに係る情報セキュリティ上のリスクを洗い出し、リスクに見合った適切な情報セキュリティ対策を講じること。乙の提案に基づき、甲と協議の上決定すること。

イ 情報セキュリティ対策要件

情報セキュリティ対策の検討、実施に当たっては、保有する情報資産を、許可されていない第三者アクセス、改ざん及び漏洩や盗聴等から保護し、許可された利用者による適切な利用を確保するため、次の内容を踏まえ設計すること。

(ア) 情報セキュリティ機能の装備

本サイトに対するアクセス、ウイルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等に対し、通信の暗号化等、必要な対策を講ずること。

(イ) 脆弱性対策の実施

脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握し、本サイトを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定し、実施すること。

(ウ) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況について、甲から本調達仕様において求める情報セキュリティ対策の実績についての報告を求めた場合には速やかに提出すること。

(エ) 再発防止策

乙は、情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかにあらかじめ定められた一次対応を行った上で、原因の分析及び再発防止策の検討を行い、甲に報告し、承認を得た上で再発防止策を実行すること。

(13) テストに関する事項

本サイトの改修等（クラウドサービス事業者側で機能、非機能に定める事項を満たす程度にサービスの品質を保証している部分を除く。）に伴うテストを行うときは、次の事項を遵守すること。

ア 乙は、乙が提案する開発手法に適したテスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、甲の承認を得ること。

イ テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を甲に報告すること。

(14) レンタルサーバーに関する事項

ア サイト運営に必要なサーバー（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする。）を乙において確保し、必要な初期設定を行うこと。

イ 確保したサーバーについて、部外者からサイトを改ざんされないように情報セキュリティ上必要な措置を講じること。

ウ アクセスログの記録及び解析ができること。

エ SSLサーバー証明書を利用できること。

オ システム運用時間は、24時間365日（うるう年は366日）を前提とすること。

カ バックアップは、サーバーごとに毎日（1日1回以上）自動的に実行することとし、障害発生時には前日中のデータに復元できること。

キ サーバーの契約・利用に係る初期経費及び当該年度のサーバーの利用料は契約代金に含まれるものとする。

ク SSLサーバー証明書の費用は契約代金に含まれるものとする。

ケ レンタルサーバーの解約時には、レンタルサーバー上のデータを消去すること。

(15) その他

ア 本サイトの利用者のアカウントを管理し、利用者を特定して、不正アクセスを防止しながら、情報システム機能の利用権限を制御すること。

イ サイトの活用促進につながる目標を甲と協議し設定するとともに、達成に向け最大限の努力を行うこと。

6 業務内容

乙は「5 本サイトの前提条件」、別紙2「サイトマップ」及び別紙3「サイトの基本機能」を踏まえ、以下の業務を実施すること。

(1)「業務実施計画書」の作成

サイトの運用・保守が円滑に行えるよう、乙は以下に示す内容等を取りまとめた「業務実施計画書」を作成し、甲の了承を得ること。

ア 実施体制

- ・運用・保守業務に関する実施体制を示すこと。
- ・乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ・実施責任者は、県担当者と十分な意志疎通が図れる者とし、委託期間を通じて、県担当者と緊密な連携、調整を図ること。
- ・実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

イ 問合せ窓口

(2) で設置する問合せ窓口となる連絡先一覧を作成すること。連絡先には対応者氏名、メールアドレス、電話番号を含むこと。

ウ 障害発生時対応

システム障害発生時に(2)の対応日時に関わらず対応が可能な連絡体制を含むこと。

エ 年間運用・保守スケジュール

年間を通した運用・保守のスケジュールを含むこと。

(2) 問合せ窓口の設置及び運営

甲やサイト利用者（投稿者）からの問合せ等へ適切に対応するための問合せ窓口を設置すること。問合せ窓口の運営内容は以下のとおり。

- ・問合せ窓口では本サイト利用者（投稿者）からの問合せ、意見等（操作説明に関するものを含む）に対する対応を適切に行うこと。なお、乙において対応が困難なものについては、速やかに甲に指示を仰ぐこと。また、本サイトに係る意見の内、有益と判断されるものについては、必要に応じて本サイトに反映等すること。
- ・問合せ窓口の運営を行う日時（以下、「対応時間」という。）は、平日の8時30分から17時15分までとし、対応方法は電話及びメールとすること。また、甲が求める場合は、速やかに甲との協議や状況説明が行える体制を整えること。
- ・メールによる問合せは24時間受け付けることとし、原則として対応時間中に受け付けたものは当日に、対応時間外に受け付けたものは乙の翌営業日に対応すること。当日又は翌営業日の対応が困難な場合は、甲の了承を得た上で対応すること。
- ・本サイトは24時間365日運用であり、緊急を要する業務については、甲からの連絡の有無を問わず、乙は誠意と責任を持って可能な限り迅速に処置を行うよう努めること。
- ・(1)イで作成した連絡先一覧に変更が生じた場合は、速やかに更新し、甲に提供すること。

- ・問合せ窓口で対応した内容は「月次報告書」に取りまとめるほか、年度末に当該年度に実施した対応内容をまとめて報告すること。

(3) 保守管理業務

ア サーバー構築

- ・本サイトのドメイン (tochigi-tunagu.jp) を引き続き利用すること。なお、令和4(2022)年度本サイトの運営管理事業受託者が管理していたドメインを引き継ぐ際に必要な費用は乙が負担すること。
(現在のドメイン契約: お名前.com)
- ・令和4(2022)年度本サイトの運営管理事業受託者が管理していたサーバーからデータ等に移行するための費用は乙が負担すること。
(現在のレンタルサーバー契約: Xserver Business スタンド)
- ・ソフトウェア、ハードウェアメンテナンス等の計画保守作業を除き 24 時間稼働とすること。
- ・今後のコンテンツの増加を見据え、ハードディスクは十分な容量を確保し、機器は耐障害性に優れた構成とする等、信頼性が確保できるものであること。

イ 定常運用保守業務

- ・本システム稼働に必要なサービスの監視を行うこと。
- ・各種ログは定期的にローテーションを行い適切に保存・管理すること。(適宜)
- ・1週間に一度、または必要に応じて、システム動作状況の分析を行うこと。

ウ 障害監視

- ・監視システム等により自動監視を行うこと。
- ・障害が発生した(又は発生が見込まれる)場合は、速やかに県等に報告するとともに、故障や障害などでサービスが停止していることが確認された場合は、障害箇所の切り分け等即時対処を行うこと。
なお、障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。
- ・ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、県等にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かを確認すること。

エ 障害事後対策

- ・障害内容、原因、対処方法等については対応が完了した月の「月次報告書」で報告すること。
- ・原因を分析し、同様の障害が発生しないよう是正措置・予防措置を講じること。

オ 性能監視

- サーバーのシステム資源(CPU・メモリ・ディスク等)の利用状況及び性能の監視を行うこと。

カ バグフィックス、セキュリティパッチ等の適用

- ・OS やデータベース、パッケージソフト等、本システムで使用するソフトウェア製品に関するバグフィックス、セキュリティパッチ等の更新モジュールについては、必要に応じて適用を行うこと。なお、本システムの動作に影響を及ぼし、本システムのプログラム改修が必要と判断される場合には、甲に報告し、最適な方法を提示すること。
- ・ソフトウェアメンテナンス等については、担当者間で申合せの上日時を決定し、作業を行うこと。

(4) コンテンツ作成・サイト運用業務

ア コンテンツ管理システム (CMS) の運用

- ・乙は WordPress で構築されている本サイトの CMS の運用を行う。なお、新たなシステム構築や機能の実装作業についての提案も可能とする。
- ・コンテンツ等のデータを移行する場合は、最適な方法を提案すること。
- ・承認制となっているサイト上のフォームを通じたコメントや問合せを定期的に確認すること。なお、スパムコメントについては適切に処理を行い、記事に対するコメントや問合せについては、甲に速やかに報告し、指示を仰ぐこと。

イ サイト訪問者数及び協働活動参加者数増加につながる改善策の提案・実行

- ・サイト訪問者数や協働活動参加者数の増加及び直帰率の改善を図るため、サイトの利便性や魅力の向上につながる提案（サイト構造・レイアウトの見直し、新たなコンテンツの追加等）を行うこと。なお、以下の項目については、提案の中に必ず盛り込むこと。
 - ・トップページのユーザビリティの改善に関する提案
 - ・公式 SNS「とちぎ農村 QUEST」(Facebook, Instagram) との関連性強化に関する提案
- ・提案内容及び更新計画は提案書に記載し、契約締結後に甲と協議の上、実施を図ること。ただし、作業は委託期間内に完了するものとし、実施に係る費用は原則として本業務の委託料に含むものとする。
- ・契約締結後も、乙は専門的な立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案を積極的に行うこと。
- ・サイト構造を見直す際には、主要情報以外にも、トップページ・メニューページ・末端ページから複数の導線でアクセスできるように配慮して設計すること。
- ・サイトを改修する際には、全ページでデザインと操作に統一した一貫性を持たせるとともに、ウェブアクセシビリティに配慮し、現在のサイトが実現している水準以上のユーザビリティ、アクセシビリティを確保すること。

ウ 新規コンテンツの作成に係る支援

令和 5 (2023) 年度実装予定の以下の新規コンテンツについて、サイトでの配置・見せ方等について、具体的な提案を行うこと。なお、実施に当たっては、甲と協議するとともに、甲が作成する記事の構成等について必要に応じて助言を行うこと。

(ア) TUNAGU 特派員による記事

地域外の住民で、栃木県内の中山間地域の地域団体と協働して地域を盛り上げる意向があり、主体的に独自の専門性やスキルを活かして地域を元気にする活動に取り組む人材を「TUNAGU 特派員」と位置づけ、TUNAGU 特派員が執筆する記事等を掲載する。

(イ) 地域団体の募集ページ

新たにサイトを活用して情報発信を行う地域団体を増やすことを目的に、募集ページを設置する。

(ウ) 相談窓口の PR

甲が指定する中間支援組織に設けられた相談窓口^{※5}の PR ページを設置する。

※5 外部人材との協働活動による課題解決を目指す新たな地域団体等が、中間支援組織による支援を希望する場合の最初の相談先となる場所。

エ 各種コンテンツの管理・更新作業

(ア) 協働活動情報の管理

- ・地域団体等が CMS で作成した協働活動の参加者募集の記事について、乙は甲からの指示を受け、会員管理システム SELECT TYPE を利用して申込みフォームを作成し、当該記事にリンクさせ、記事を公開すること。なお、新たな会員管理システムの構築や異なる会員管理システムへの切替えの提案も可能とするが、既存の会員にできる限り負担のかからない方法とすること。

(現在の会員管理システムの契約：SELECT TYPE プロフェッショナルパッケージ)

(令和 4 (2022) 年度は、平均して毎月 2～3 件程度のクエストを実施。)

- ・参加申込受付期間終了後は速やかに当該地域団体と甲に参加者名簿を送付すること。
- ・協働活動日以降の更新作業（アイキャッチ画像の変更、申込みフォームの取下げ等）については、県からの指示がなくても自主的に更新すること。

(イ) TUNAGU 特派員等が作成した原稿の CMS への転記・公開

- ・前述の TUNAGU 特派員や、研修を通じて地域の紹介記事を執筆する若者レポートの取組について、甲を通じて提供された原稿や写真を CMS に転記し、体裁等を整えた上で公開すること。

(ウ) 記事のタグ設定

- ・サイト上の記事それぞれにタグを設定すること。ただし、タグの基準を統一化するため、原則として 1 人の担当が専任で行うこと。

(エ) その他留意点

- ・平日 8 時 30 分～17 時 15 分までの依頼に対しては、即時対応に努めること。また、時間外の緊急依頼に対しても可能な限り迅速に対応すること。
- ・その他、リンク切れや各種不具合の原因調査、対策の実施を行うこと。

オ サイトへのアクセス等に関する情報提供

- ・月ごとのサイトへのアクセス件数及びページビュー数等の数値情報などの分析を行い、分析結果の報告及び改善に向けた提案を「月次報告書」により行うこと。
- ・別紙4「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の1、2、3の業務を実施すること。

(5) バナー等の制作物の作成

ア バナーの制作

- ・相互リンク用とディスプレイ広告用の2種類のバナーを制作すること。バナーサイズはハーフバナー（横 234px×縦 60px）とインラインレクタングル（横 300px×縦 250px）とする。
- ・バナーには既存のロゴデザインを活用することとし、バナーを見ただけで、サイトの概要がわかるような文言を盛り込むこと。なお、甲がデザインを校正する機会を確保すること。

イ チラシの作成

以下のとおり2種類のチラシを作成すること。なお、甲がデザインを校正する機会を確保すること。

対象	地域団体	一般の人（20～60代程度）
目的	サイトの利用を促す （情報発信等）	サイトの認知度向上 サイトへの訪問を促す
規格	A列4番タテ 両面 フルカラー	同左
部数	1000部	3000部

ウ 操作マニュアルの作成

- ・CMS並びに会員管理システムの操作マニュアルを作成すること。
- ・CMSの操作マニュアルについては、できる限り手順を省略することなく、イラストや画面のハードコピーを用いるなど、パソコンやスマートフォン等の操作に詳しくない人でもCMSが利用できるようなものとする。
- ・作成したマニュアルは、甲に提出し、了承を得ること。

(6) 打合せへの参加・議事録の作成

- ・本業務を円滑かつ効果的に遂行するために、月に1回以上、運用・保守管理状況について「月次報告書」をベースに報告を行う打合せを開催すること。
- ・年に2回程度、甲が指定する中間支援組織との打合せに参加し、地域団体の実情やサイトに対する意見など、TUNAGUの利用者（投稿者）側の理解を深めるとともに、出た意見を可能な範囲でその後のTUNAGUの運営に反映させること。
- ・その他運用上必要な打合せ事項等が生じた場合は、適宜打合せ等を実施すること。

- ・打合せ実施後、乙は5営業日以内に「議事録」を作成し、甲に提出した上で了承を得ること。

(7) 契約終了時の適切なデータ等の消去等

本契約の完了又は解除により業務が終了する場合、契約満了日までに次の業務を行うこと。

ア データの引き継ぎ

乙は次のデータを無償で提供すること

- ・HTML ファイル、CSS ファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル。
- ・その他 DB に格納されているデータ。なお、出力形式は CSV を原則とする。

イ データ移行の支援

乙はコンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及び DB から CSV として出力したデータの各カラムについて、説明書を作成すること。

7 秘密保持等

(1) 個人情報の取扱い

乙が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 機密保持、資料の取扱い

- ・受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を、委託した業務以外の目的で利用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合は、直ちに甲に報告すること。また、その個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。
- ・業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本業務終了後に返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、甲の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は甲による実地調査が実施できるようにすること。
- ・秘密保持は、契約完了後も有効に存続する。

8 成果物

(1) 成果物、納期等

No	成果物名	記載場所	納品期日	納入形式
1	業務実施計画書	6 (1)	契約締結後 10 営業日以内	データ
2	月次報告書	6 (2) 6 (3) エ 6 (4) オ	対象月の翌月 10 営業日以内 ただし、令和 6 (2024) 年 3 月分は 31 日までとする	データ
3	バナー	6 (5) ア	甲が指定する期日まで	データ
4	チラシ	6 (5) イ	甲が指定する期日まで	紙媒体 指定部数 データ
5	マニュアル	6 (5) ウ	甲が指定する期日まで	データ
6	議事録	6 (6)	打合せ実施後 5 営業日以内	データ
7	実績報告書		令和 6 (2024) 年 3 月 31 日	紙媒体 1 部 電子媒体 1 部

(2) 納入条件

ア 紙媒体

- ・日本産業規格 A 列 4 番又は A 列 3 番（A 列 3 番を用いる場合は折り込み、A 列 4 番に収まる形態とすること）の形態で納品すること。

イ データ・電子媒体

- ・Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint で扱える形式とすること。
- ・バナーやチラシなど特殊な形式で納入する必要がある場合は、事前に甲に相談し、指示に従うこと。
- ・データはメール等により納品すること。
- ・実績報告書は USB メモリ等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

(3) 検収

- ・乙は、納品期日までに甲に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について甲に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- ・甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができるものとする。

(4) その他

- ・成果物は全て日本語で作成すること。ただし、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。

- ・専門用語には説明を伏すこととし、本業務内でのみ使用する文言については定義付けを行うこと。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

9 著作権等

- (1) 乙は、本サイトの制作にあたり、画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- (2) 本業務に係る著作権及び使用权は、全て甲に帰属するものとし、素材データもあわせて甲が自由に二次利用できるものとする。
- (3) 乙は、各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得るものとする。
- (4) 本業務により制作された成果物の一切の著作権は、全て甲に移転する。
- (5) 乙は、甲が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (6) 本業務により生じた特許権等の知的財産については、全て甲に帰属する。

10 その他の留意事項

- (1) 本業務に係る制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費(報償費、交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等)は、全て委託金額に含む。
- (2) 乙は、本サイトの翌年度の保守・管理・運用に要する経費(ドメイン利用やサーバーレンタル費用等)の見積りを明示すること。
- (3) 当仕様書に記載されている内容について、より効果的な手法が存在する場合は、協議の上、その一部を変更することがある。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- (5) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (6) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、業務を進めるものとする。また、協議の結果、甲から乙へ資料の提出を求める場合がある。
- (7) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。また、再委託する場合、契約内容を甲に明示すること。

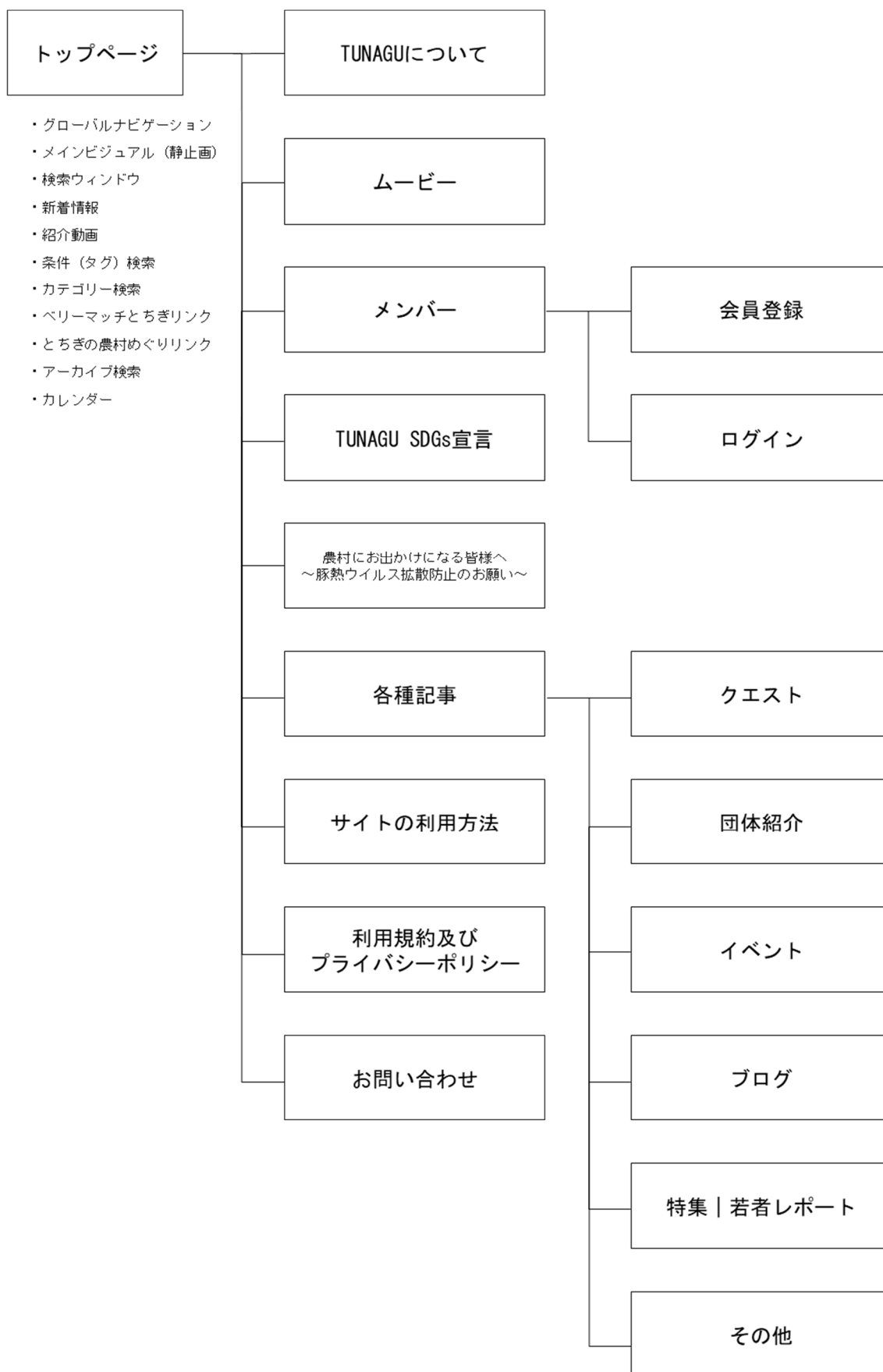
(別紙1)

栃木県の中山間地域
(本事業の対象となる市町)

市町名	(参考) 所管する農業振興事務所名
鹿沼市	上都賀農業振興事務所
日光市	
茂木町	芳賀農業振興事務所
栃木市	下都賀農業振興事務所
矢板市	塩谷南那須農業振興事務所
塩谷町	
那須烏山市	
那珂川町	
大田原市	那須農業振興事務所
那須塩原市	
那須町	
佐野市	安足農業振興事務所

(別紙2)

サイトマップ (令和5(2023)年1月31日時点)



(別紙 3)

サイトの基本機能（令和 5 (2023) 年 1 月 31 日時点）

1 情報発信機能

- ・地域団体や県・市町担当者及び県が指定する中間支援組織の担当者が、当該団体や地域の紹介、協働活動の募集情報等に関する記事を CMS 上で自由に入力・更新できる機能。また、複数の入力者が同時に作業できる機能。
- ・地域団体が記事を作成した場合は、県や市町の担当者、中間支援組織等の承認後に公開といった運用ができる機能。
- ・閲覧者が SNS で記事を容易に拡散できる機能。

2 情報検索機能

- ・サイトの閲覧者が情報発信機能において掲載した各種情報について、キーワード（タグ）別、カテゴリー別、掲載月別、フリーワードにより、閲覧者が求める情報の検索が容易にできる機能。

3 協働活動マッチング機能

- ・地域団体等が企画・運営する協働活動（以下「クエスト」という。）について、サイト上から会員登録をした農村ファンが参加申込みできる機能。
- ・条件別（作業別等）に参加申込者を管理することができる機能。
- ・募集定員に達した場合、自動的に受付を終了する機能。
- ・参加者名簿を加工できる形式（CSV 等）でダウンロードできる機能。

4 会員登録機能

- ・会員登録した農村ファンが、参加申込みしたクエストの履歴や運営からのお知らせ等を確認できる機能。（マイページ機能）
- ・希望する会員にメルマガを送付できる機能。また、会員が自由に配信登録・配信解除できる機能。

(別紙4)

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定期的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。

- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県 Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用Google Analytics」で施策効果を取得するため、栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo! Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。